

## **議第47号**

### **三島市の事務所の位置を定める条例案**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条第1項の規定に基づき、本市の事務所の位置を次のとおり定める。

三島市南二日町22番16号

### **附 則**

この条例は、規則で定める日から施行する。

令和7年6月10日提出

三島市長 豊岡武士